

## 過去4年間の使用料収入と減免額及び減免基準

## 1. 過去4年間の使用料と減免額等

年 度	使用料	減免額	実収入	利用件数		開館日数	件数から求めた稼働率(%)			年間利用者数 (利用者+観客)
				大ホール	小ホール		大ホール	小ホール	平均	
7	26,608,020	9,799,300	16,808,720	136	132	306	44.44	43.13	43.79	62,037
6	24,760,680	8,851,920	15,908,760	129	112	307	42.01	36.48	39.25	55,150
5	26,068,890	8,529,490	17,539,400	138	116	304	45.39	38.15	41.77	56,188
4	22,656,700	2,359,850	20,296,850	148	118	307	48.20	38.43	43.32	50,040
平均	25,023,573	7,385,140	17,638,433	138	120	306	45.01	39.05	42	55,854

## 2. 減免基準

○羽生市産業文化ホール条例(昭和58年 条例第25号)

(使用料の減免)

第15条 市長は、公共的目的で利用する場合で、特に必要と認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

○羽生市産業文化ホール条例施行規則(平成6年 教育委員会規則第2号)

(使用料の減免)

第7条 条例第15条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市の行政委員会等が、公的に利用するとき 免除
- (2) 市及び市の行政委員会等が、主催又は共催する行事に利用するとき 免除
- (3) 市立小中学校長の申請により、正規の教育課程に利用するものと認められるとき 免除
- (4) 市文化団体連合会等の発表会に利用するとき 免除
- (5) 指定管理者が、公共的目的のために利用するとき 免除
- (6) 公共的団体(市の外郭団体及び補助金交付団体等)が、その団体本来の活動目的に利用するとき 2分の1減額
- (7) その他市長が特に必要と認めるとき 免除又は2分の1減額

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ羽生市産業文化ホール使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の申請があった場合において必要があると認めるときは、減額又は免除の事由を証明すべき書類の提示を求めることができる。